

# 医科点数表の解釈 平成30年4月版

## Web追補 No.21 (令和2年1月号)

令和2年1月14日作成

- 以下の通知等により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
  - 令和元年12月27日 保医発1227第3号 (令和2年1月1日適用)
  - 令和元年12月27日 医療課事務連絡
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『[診療報酬関連情報ナビ](http://www.shaho.co.jp/shaho/2018_sinryo/index.html)』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(http://www.shaho.co.jp/shaho/2018\_sinryo/index.html)

頁	欄	行	変更前	変更後
514			〔D006-6免疫関連遺伝子再構成の所定点数(2,504点)を準用する項目として追加〕	
	◇		JAK2遺伝子検査	
	ア		JAK2遺伝子検査は、D006-6免疫関連遺伝子再構成の所定点数を準用して算定する。	
	イ		本検査は、骨髓液又は末梢血を検体とし、アレル特異的定量PCR法により、真性赤血球増加症、本態性血小板血症及び原発性骨髓線維症の診断補助を目的として、JAK2V617F遺伝子変異割合を測定した場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。	
	ウ		本検査、D004-2悪性腫瘍組織検査「1」の悪性腫瘍遺伝子検査、D006-2造血器腫瘍遺伝子検査又はD006-6免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。	
				(令元.12.27 保医発 1227 3)
969			〔Web追補No.20で「K617-4下肢静脈瘤血管内焼灼術の所定点数(14,360点)を準用する項目」として追加した文章中の「大伏在静脈」を「伏在静脈本幹」に訂正する。〕	

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika\_kaishaku

[https://twitter.com/ika\\_kaishaku](https://twitter.com/ika_kaishaku)

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。